

国家補償の概念と機能

西 埜 章

国家補償の概念と機能（西埜）

はじめに

国家補償の概念は、一般的に使用されている割には明確なものではない。また、国家補償として統一的に考察することによつてどのような意義があるのかについても、まだ必ずしも意識的に論じられていない。さらに、そもそも国家補償の「体系」なるものが存在するのかどうかについても、見解の対立しているところである。今村成和『国家補償法』以来すでに四〇年が経過した現在、あらためて国家補償の概念と機能を再検討し、その後の実定法制度の進

展に合わせ、国家補償(法)体系を再構築することが必要であろう。

一 国家補償の概念と類型

1 国家補償の概念

(1) 文献における定義 国家補償という言葉は、法令において使用されている例もないではないが、基本的には、講学上の用語である。^① 戦前において、すでに実務上、国家補償という用語が使用された例があるが、文献において定着したのは、今村『国家補償法』(一九五七年)以後である。^②

これまでに、『国家補償法』という書名で出版されたものは六点到のほつており、そのほかに、『現代行政法大系六卷(国家補償)』^③や『国家補償法大系(全四卷)』^④がある。また、行政法の教科書・体系書等においても、しばしば「国家補償」という項目の下に説明されている。^⑤しかし、その定義を積極的に試みているものは意外に少なく、一般的に使用されている割には、その定義は明確なものではない。

その最初のものである今村『国家補償法』によれば、「国家補償とは、国が、その活動により、直接又は間接に、個人にこうむらせた損失を填補することを用いる」ということである。^⑥また、国家補償という用語の名付け親である田中二郎博士も、『行政法上巻全訂第二版』の第七章を「国家補償」と題されて、「行政作用によって生じた損害の補償を総称して国家補償と呼ぶことができる」と説かれている。^⑦さらに、最近では、芝池義一『行政救済法講義』^⑧においては、「国家補償とは、国または公共団体の活動により国民に生ずる損害または損失……の填補の制度の総

称である」と定義されている。¹⁰⁾

これに対して、国家補償(法)という用語を使用しながらも、その概念規定に疑問を示している文献もある。下山瑛二「国家補償法」においては、「国家補償法の概念規定をまずしなければ学問は成立しないという考え方に疑問を感じているので、国家補償法の概念成立の有無、あるいは国家補償法体系が共通原理の上に形成されるか否かという問題を考える意義を余り感じていない」と説かれて¹¹⁾いる。後述の統一的考察に批判的な文献も、国家補償の概念規定に疑義を表明しているものと解することができる。

このように、国家補償の概念について、必ずしも見解が一致しているわけではない。一九六九年の時点においてであるが、杉村敏正教授は、「全訂行政法講義総論(上巻)」において、「国家または公共団体による私人の権利・自由の侵害・制限に基づく損害および損失に対する填補を内容とする学問上の概念は、いまだ、確立されていない」と説かれていた。また、前掲「国家補償法大系」(一九八七年)の「刊行のことば」においては、「国家補償法という総合的かつ有機的な大法系の理論的な構築は、本大系の直接の目的ではない。国家補償法という概念の定義は、それ自体一個の学問的課題である。しかし、本大系を編集するに当たって、国家補償法体系に共通する原理を設定しそれを本大系全体の基調とすることはあえてしなかった」と述べられている。

(2) 実定法上の用法 戦後、国家補償という用語が実定法上で初めて使用されたのは、一九五二年の戦傷病者戦没者遺族等援護法である。その一条は、「この法律は、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基き、軍人軍属等であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする」と規定している。また、一九六三年の戦傷病者特別援護法も、その一条において、「この法律は、軍人軍属等であつた者の公務

上の傷病に関し、国家補償の精神に基づき、特に療養の給付等の援護を行なうことを目的とする」と規定している。これは、一種の公務災害補償を認めたものである。¹³⁾

そのほか、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律（一九八九年）の制定の際に、衆・参両議院の社会労働委員会において、政府は「国家補償の精神」あるいは「国家補償の見地」¹⁴⁾に立って原爆被爆者の援護対策の拡充に向けて努力すべきである、との附帯決議がなされていることに注目されてよい。原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（原爆医療法。一九五七年）及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（一九六八年）は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（被爆者援護法。一九九四年）により吸収廃止されたが、新法（被爆者援護法）の制定の際にも、国家補償という用語を盛り込むか否かをめぐって論議された。¹⁵⁾結局、採用されないことにはなったが、これは、国家補償という言葉が「国の行為に起因して生じた損害（損失）を原因者としての国が填補する」という意味¹⁶⁾、あるいは、「国の戦争責任」の意味¹⁷⁾で用いられていることを示している。

判例においても、国家補償という用語が使用されている例がある。原爆医療法には国家補償という用語が使用されていないが、同法による被爆者健康手帳交付申請の却下処分取消請求事件において、最判昭和五三・三・三〇（民集三二巻二号四三五頁）は、「原爆医療法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することはできない」と判示している。そこでいう「国家補償」の意味は必ずしも明確ではないが、おそらく、被害者は国が形成した特別の危険状態において戦争犠牲を被ったのであり、たとえ原因行為（戦争行為）が適法であったとしても、国はこれに対して補償の責任を負うべきである、という意味ではない

かと思われる。

2 国家補償概念の再検討

(1) 狭義の国家補償と広義の国家補償 国家補償概念を明確にしなければ、国家補償について論ずることができないというのではない¹⁸⁾。しかし、国家補償概念の成立について消極的な立場もあることであるから、あらかじめ、その概念を明確にしておくことが望ましいであろう。ここでは、まず、遠藤博也博士の用語例に従って、狭義の国家補償と広義の国家補償に区別することからはじめることにする¹⁹⁾。

遠藤「国家補償法上巻」によれば、狭義の国家補償とは、「損害の発生について国に直接または間接の責任がみとめられ、損害填補について国(またはこれに準ずるもの)の直接の義務がみとめられる場合」をいい、広義の国家補償とは、より広く、様々な理由から直接の原因者に損害填補を有効になさしめるべき措置をとることにしている²⁰⁾。国が責任が認められるべき場合をいう。遠藤「国家補償法」の特色の一つは、この広義の国家補償を考察対象にしていることにある。すなわち、被害者に対する関係で直接国自身が損害の填補をなすべき場合の要件・範囲・内容等²¹⁾だけではなくて、最終的な費用の負担、徴収、求償その他関連する行政措置等を広く含めて論じようとするものである²²⁾。それ故、「国家補償法」の定義は、「国の責任がみとめられるべき損害について用意された損害填補のための法的システムの全体である」ということになる。文献は、前述の今村説をはじめとして、一般に狭義の国家補償を念頭において論じているが、これでは「国家補償法の全体をカバーしない」から、「より広い視野から国家補償法を論じなければならない」、というのが遠藤説の基本的視点である²³⁾。

(2) 狭義の国家補償の概念要素 遠藤説のいう広義の国家補償概念自体については、あまり異論はないものと思われる。国家補償をより広い視野から論ずるべきであるというのは、極めてもつともな指摘である。しかし、他面では、考察対象を拡大することによって国・公共団体の責任根拠や責任範囲がぼやけてしまうというおそれがないわけではない。中心となるのは狭義の国家補償であって、広義の国家補償は問題点を多角的に把握するための補助的なものと理解すべきであろう。

それ故、本稿においても、文献の一般的傾向に従い、「国家補償とは、国・公共団体の直接または間接の作用によって個人が被った損失（損害）の填補責任の総称である」と定義しておくことにする。この定義における国家補償の概念は、①国・公共団体、②直接・間接の作用、③損失の填補、の三要素から成り立っている。

① 国・公共団体 国家補償に該当するためには、「国・公共団体」の作用によって損失が発生することが必要である。国については説明を要しない。公共団体の中には、地方公共団体のほか、公共組合（土地改良区、土地区画整理組合、水害予防組合等）、特殊法人（公団、事業団等）も含まれる。

問題となるのは、私企業が収用適格事業（電気・ガス・鉄道等の公益事業）の主体として起業者になる場合である。この場合には、損失補償責任を負うのは起業者であり、国・公共団体ではない。それ故、遠藤博士は、「これらの場合、国家の関わりは、法律によって、私人にいわゆる公用負担特権を付与し、同時に、これらの者に補償を義務づけているだけのことである。したがって、伝統的な国家補償の二大分野の一つである損失補償法においては、国家（または公共団体）の活動に起因しない損失で国家が補償しない場合がその主要な内容をなしている」と指摘²⁴されている。この点については、文献においてあまり意識的に論じられていないが、おそらく、収用委員会という

行政機関が収用裁決により収用の効果を私企業に享受させるということ、私企業は公益事業を行うことよって行政の一端を担っていることなどから、この場合の私企業を国・公共団体に準ずるものとして捉えているものと思われる。私企業が収用適格事業の用地として任意買取する場合にも、収用(強制取得)の可能性が控えていることから、同様に解されているものであろう。

② 直接・間接の作用 国・公共団体の「直接または間接の作用によつて」損失が発生することが必要である。国・公共団体の作用と個人の損失との間に、一定の因果関係があることが前提とされる(国家起因性)²⁶⁾。直接の作用については、説明を要しない。間接の作用とは、例えば、食品・薬品公害訴訟におけるように、直接の加害者は私企業であるが、国・公共団体もまた規制権限不行使の責任を負わなければならないという場合である。

国・公共団体の作用が「公権力的性質」を有することが必要であるか否かについては、従来の定義においては、必ずしも明確にされていない。文献においては、一般に、「国がその活動により」、あるいは、「行政作用によつて」²⁷⁾となつていだけである。この表現だけからすれば、その「活動」を公権力的性質を有するものに限定してはいないように読み取れないではない。しかし、念頭においているのが公権力的作用であることは、同書の他の論述箇所から推測することができる。例えば、任意買取については、任意買取は民法上の売買契約であり、国・公共団体もしばしばこれを行っているから、この場合の対価が国家補償に該当するか否かが問題となるが、大部分の文献は、任意買取の背後には収用(強制取得)の可能性が控えていることを理由に、これを国家補償(そのうちの損失補償)に含めている。²⁸⁾しかし、他方、文献の中には極めて少数ではあるが、公権力性は損失補償の概念要素ではないと主張するものがあり、²⁹⁾このような立場からすると、国・公共団体の作用の公権力的性質は、必ずしも国家補償の概念

要素ではないということになる。

③ 損失の填補 国家補償は損失の填補である。損失の填補は、原則として、金銭により行われる。従って、違法または不当な行政処分等の取消し等を求める行政訴訟とは異なる。ただ、国家補償、とりわけその中の国家賠償と行政訴訟は、ともに「法律による行政」を担保する手段であることに留意しなければならない。

(3) 国家補償の外延 右の国家補償概念の三要素からすると、損失補償や国家賠償の典型的なものが国家補償に含まれることは明らかであるが、その外延はあまり明確ではない。任意買収については前述したが、そのほかに、国・公共団体が行う各種の政策的補償も、その国家補償該当性が問題となる。これについては、国・公共団体の「直接または間接の作用により」という要素により判断されることになるが、一般的には、この要素を充たしていないものと解すべきであろう。⁽³⁰⁾さらに、医薬品副作用被害者救済制度も、「国・公共団体」の直接または間接の作用によるものではないから、国家補償該当性が否定されることになる。

このように、本稿でいう(狭義の)国家補償の範囲は、広義の国家補償と比較すれば相当に狭くなることになるが、国家補償の範囲から外れたものを無視してよいというわけではない。国家補償の範囲から外れたものであっても、全体を展望するためには、視野に入れておくことが必要であろう。国家補償の範囲を画するのは、国・公共団体の責任原因を不明確にしないためであって、被害者救済を国家補償とは別個の観点から拡充することに異を唱えるものではない。

3 国家補償と国家責任

(1) 狭義の国家責任と広義の国家責任 ドイツ法においては、「国家責任」(Staatshaftung) という用語が使用されている。我が国においても、国家責任という言葉が使用されることがある。³¹⁾ 国家責任という言葉は、ドイツでは、狭義で用いられる場合と広義で用いられる場合がある。³²⁾ 広義の国家責任とはほぼ同義語として、「国の補償責任」(staatliche Ersatzleistungen) という用語が使用されることもある。

狭義の国家責任は、公権力の違法な侵害行為による国(公共団体を含む)の損害賠償責任の意味で用いられている。代表的な文献としては、E・フォルストホフの『行政法教科書』を挙げることができる。彼は、その著書の第四章を「System staatlicher Ersatzleistungen」と題して、それを①国家責任 (Staatshaftung)、②公用収用と犠牲③危険責任と公法上の利益調整、に分けて説明しているが、このうちの①が狭義の国家責任である。³³⁾ また、最終的には違憲とされたが、一九八一年の国家責任法 (Staatshaftungsgesetz) も、狭義の国家責任を規定していた。³⁴⁾ これは、従来は職務責任 (Amtshaftung) と呼ばれていた分野である。

これに対して、広義における国家責任は、公権力の違法な侵害行為による損害賠償責任のほか、適法な侵害行為による損失補償責任や結果除去請求権等をも含めた広い意味で用いられている。近時の文献においては、「国家責任」という書名あるいは論文名が多くなっているが、この場合には、広義の国家責任の意味で使用されている例が多いようである。その代表的な文献としては、F・オツセンビュールの『国家責任法』を挙げることができる。彼は、その著書を①職務責任、②犠牲補償請求権、③公用収用、④違法な財産権侵害を理由とする請求権(収用類似

の侵害)、⑤収用的侵害、⑥差止め・結果除去・回復請求権、⑦行政法上の債務関係に基づく賠償請求権、⑧危険責任、⑨計画保障、⑩警察・秩序法上の国家責任、⑪公法上の利得返還請求権、に分けて説明している。³⁵⁾

(2) 国家補償と国家責任 ドイツ法における広義の国家責任概念は、我が国の国家補償概念にはほぼ相当する。もっとも、広義の国家責任といえども、我が国の遠藤説におけるような広義の国家補償ほどには広くないから、厳密に言えば、我が国の狭義の国家補償概念に相当するものといつてよい。広義の国家責任の中の類型は、我が国の国家補償の三類型と相違しているが、この点については後述する。

4 国家補償の類型と体系

(1) 今村説の三類型 今村説によれば、国家補償は、原因行為における適法と違法、結果の発生における合法と不法、の組合せにより、①適法行為に基づく損失の補償、②違法行為に基づく損害の賠償、③結果責任に基づく国家補償、の三つの類型に区別される。今村説の特色は、③の類型に着目し、その重要性を指摘した点にある。③の類型は、原因行為に対する非難に基づかない点では①の類型と同様であるが、結果の不法に基づいて賠償責任が生ずる点では②の類型と同様の関係にあり、「不法な結果の発生のみに着目して、賠償責任が認められる場合」を指している。³⁶⁾これ以降、「国家補償」の項目の下で論ずる文献は、大体において、この今村説の三類型に倣っている。

(2) 文献における三類型 このことをいくつかの文献でみると、下山「国家補償法」においては、①損害賠償法、②損失補償法、③特殊な国家補償(結果責任にもとづく国家補償を含む)、の三類型になっている。秋山「国

家補償法』においても、①損害賠償法、②損失補償法、③その他の国家補償、の三類型になっているし、阿部『国家補償法』においても、①国家賠償、②損失補償、③国家補償の谷間、の三類型になっている。宇賀克也『国家補償法』においても、①国家賠償、②損失補償、③国家補償の谷間、の三類型になっている。芝池『行政救済法講義』においても、①損失補償法、②国家賠償法、③結果責任に基づく国家補償、の三類型になっている。塩野宏『行政法・〔第二版〕』においては、①国家賠償制度、②損失補償、の二類型になっているが、②の類型の最後で「国家補償の谷間」として説明されている。

(3) ドイツにおける広義の国家責任の類型　ドイツにおける広義の国家責任は、オッセンビュールの『国家責任法』でみるように、多様な類型から成り立っている。行政法の一般的な教科書でみると、H・マウラーの『一般行政法』においては、第七章を、*Das Recht der staatlichen Ersatzleistungen* と題して(これはほぼ広義の国家責任に相当する)、これを①職務責任、②財産権侵害に対する損失補償、③犠牲補償請求権、④その他の請求権、⑤結果除去請求権、に分けて説明している。³⁷⁾

ドイツの広義の国家責任は、歴史的発生基盤を異にする多様な責任制度から構成されており、必ずしも理論的に整序されたものではない。我が国における三類型と相違しているのは当然である。ただ、ドイツの広義の国家責任も、大別すれば、①損失補償の系列、②損害賠償の系列、③その他のもの、というように三類型に分類できないでもないから、それほど大きく相違しているということではない。

(4) 第三類型の内容・構成　国家賠償と損失補償については、これらが明確な類型であることについてはほとんど異論はない。しかし、第三類型の「結果責任に基づく国家補償」または「国家補償の谷間」については、このよ

うな類型化について疑問を提起する立場もある。その代表的なものは、遠藤博士の次のような指摘である。すなわち、「そこには相互に異質で極めて多様な制度が集められていて、これらが損害賠償法や損失補償法と並ぶ第三の類型としての統一性をもった制度と呼べるかどうかには疑問がある。すなわち、これらを無理やり損害賠償法や損失補償法のいずれかに押し込むことが、個々の制度の理解をあやまらせるばかりか、損害賠償法や補償法のあるべき展開を阻害し、国家補償法全体の展望を困難ならしめる結果となることを防ぐという、いわば消極的理由から第三グループを抽出することが要請されるとしても、第三グループ内部においても積極的な統一性を欠くとすると、これを無理やり一つの類型としてくることは、これまた、その内部において諸制度のもつ固有の性格をあいまいにするという同じ問題が再び生じてくるのである」⁽³⁸⁾。

右の遠藤博士の見解は、第三類型の中の性格の雑多性を指摘したものであって、第三類型の存在それ自体を否定しようとするものではない。遠藤説においても、第三類型それ自体は一つの類型として認められている⁽³⁹⁾。それ故、問題は、第三類型をどのように統一的に性格づけるかということである。

今村説によれば、第三類型の「結果責任に基づく国家補償」は、原因行為の適法性の如何によって、さらに、①適法行為に基づいて、不法な結果を生ぜしめた場合、②違法行為に基づいて、不法な結果を生ぜしめた場合(この場合においても、補償が、原因行為に対する非難に基づかない点で、②の場合から区別される)、③原因行為の適法性の如何を問わない場合(危険責任)、の三類型に細分類される⁽⁴⁰⁾。しかし、第三類型を承認する文献も、この点については、必ずしも今村説に同調していない。秋山『国家補償法』は、責任を根拠づけている理念の観点から、①損失補償的結果責任、②損害賠償的結果責任、③危険責任、に分類しており、これは今村説の延長線上にあるも

のと思われるが、そのほかの文献は、第三類型の統一的な理論づけにはあまりこだわっていない⁽⁴²⁾。あるいは、その必要性を認めていないものといつてよい。それ故、多くの文献は、第三類型に属する現行立法例を何らかの基準により分類整理するという説明方法をとっている。例えば、下山『国家補償法』においては、①損害賠償法の特別法、②損失補償法、③戦争災害補償、④その他の損害填補のための補償法、に分類されているし、塩野『行政法Ⅱ(第二版)』においては、①違法・無過失の場合、②設置・管理無瑕疵の場合、③正当行為の結果に関する責任、④危険状態にかかる責任、に分類されている。

この点では、今村『行政法入門(第六版)』においても同じである。ここでは、前記の三つの細分類はなされておらず、現行立法例について、①公権力の行使によって生じた損害の賠償(消防法六条三項、国税徴収法一一二条二項、予防接種法一一一条等)、②公務災害補償(国家公務員災害補償法、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律等)、③国の作り出した危険状態によって生じた損失の填補(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律、文化財保護法四一条・五二条等)、④戦争災害に対する補償(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、戦傷病者戦没者遺族等援護法等)、⑤公企業における損害賠償責任の定型化に伴う無過失責任(郵便法六八条以下、郵便貯金法二七条等)に分けて説明されている。

遠藤博士は、第三類型を、雑多なものの寄せ集めであるとされながらも、次のように細分類される。①結果責任制度(違法無過失の行為による損害について賠償責任を認めたり、特定類型の行為に基づく損失について補償責任を認めるなど、責任要件を緩和ないし定型化することによって、損害・損失の填補、被害者の救済の簡便・容易化

を図っているもの——刑事補償法、公務災害補償法、郵便法、民事特別法等)、②被害者救済制度(原因行為に對する帰責のための評価を加えることを抜きにして、もっぱら結果たる被害の救済の措置を講じようとするもの——伝染病予防法一六条以下、医薬品副作用被害救済・研究振興基金法、原子力損害の賠償に関する法律、犯罪被害者等給付金支給法、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等)、③公共施設周辺地域整備制度(大規模な公共施設周辺について周辺対策事業等を行うことによつて、公共施設の設置・管理に伴う地域的な損害・損失を補填、緩和しようとするもの——防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律、水源地域対策特別措置法等)、である。⁴³⁾ただ、遠藤博士は、この説明に続けて、これらのものの大部分は損失補償責任の特例に属するか、損害賠償責任の特例に属するか、あるいは、両者合わせたものの特例に属するかであるが、そのほかにも「危険責任」の類型を提示する文献があることを指摘されたうえで、自説として、この危険責任の類型のほか「危険防止責任ないし危険管理責任」を一つの類型として挙げられている。⁴⁴⁾

(5) 第三類型としての危険責任 第三類型は、遠藤博士の指摘されるように、無過失責任の寄せ集めであり、その中には雑多な性質のものが混在している。従つて、第三類型を整理して、統一的に理論づけることが必要である。その方法としては、損害賠償的性質を有するものを損害賠償の類型に、損失補償的性質を有するものを損失補償の類型に、それぞれ分類整理し、残りを危険責任(公法上の危険責任)として統一化することにより、第三類型を純化することが考えられる。これは、前述の遠藤説に近いが、遠藤説が第三類型として危険責任と並んで危険管理責任をも位置づけるのに対して、私見では危険責任だけが第三類型ということになる。

ここでいう危険責任とは、損害が国・公共団体の形成した特別の危険状態から生じたものである場合は、その危

險状態を形成した国・公共団体が損害補填の責任を負う、ということである。今村説でいう「原因行為の適法性の如何を問わない場合」⁽⁴⁵⁾、「相手方を危険状態においたこと、又は、自己の作り出した危険状態に基いて相手方に損害を生ぜしめたことを帰責事由とするもの」⁽⁴⁶⁾である。

この意味での危険責任の存在を肯定することにはあまり異論はない。しかし、これを第三類型として独立の柱とすることには相当の批判が予想される。現に、今村博士は、「私の考えでは、『危険責任』という国家補償類型が有意義なのは、国の側に直接の加害行為はないが、相手方を危険状態においたために損害を生じさせたという場合があるからであって、それは、結果責任の限られた一場合に過ぎないといつてよい。もともと結果責任の語は、『国家補償の谷間』の存在を浮彫にするためのものであって、危険責任以外のものを、この『第三の類型』から除いてしまうことは、『谷間』の存在を曖昧ならしめるのに役立つだけである」と批判されている⁽⁴⁷⁾。

「国家補償の谷間」とは、今村博士によれば、国・公共団体の活動によって生じた特別偶然的損失でありながら、国家賠償制度によっても損失補償制度によっても填補されないような損失が存在するという状態のことをいう⁽⁴⁸⁾。その他の文献においても、「国家補償の谷間」という言葉は、ほぼ同じ意味で使用されている⁽⁴⁹⁾。従つて、「国家補償の谷間」の存在を浮き彫りにするということは、これによつて国・公共団体の填補責任の範囲を拡大するためであるということになる。

しかし、第三類型から危険責任以外のものを除くということは、国家補償の谷間にあるものを無救済のままに放置することではない。損害賠償的性質を有するものは国家賠償法において、損失補償的性質を有するものは損失補償法において、それぞれ解釈論・立法論により救済の拡大を図ることが可能であり、この点では「結果責任

に基づく「国家補償」を第三類型として立てる今村説と大差がないということになる。「谷間」の存在は、損害賠償法と損失補償法の類型において明示されることになり、曖昧にされるというわけではない。また、今村『国家補償法』以来、すでに四〇数年が経過した現在、解釈論の展開により、あるいは立法的手当てにより、以前には無救済であった領域において広く国・公共団体の填補責任が認められるようになってきている。このような法状態の変化に照らせば、現在においても依然として、第三類型を「結果責任に基づく国家補償」として雑多なもの寄せ集めのままにしておくというのは、望ましいことではないであろう。

(6) 国家補償の「体系」 国家補償は、相互に異なった三つの制度によって構成されている。そこで、このような三類型を包括する国家補償が「体系」と呼べるかが問題となる。

これは、ドイツ法において見解の対立しているところである。例えば、E・フォルストホフの『行政法教科書』においては、「System staatlicher Ersatzleistungen」となっており、B・ベンダーの『国家責任法(第二版)』においては、「System der öffentlich-rechtlichen Ersatzleistungen」となっているが、これに対しては、包括的な「体系」の存在に否定的な立場も少なくない。⁽²⁸⁾ フォルストホフやベンダーが「System」という言葉を「体系」という意味で意識的に使用しているのか否かは必ずしも明確でなく、むしろ、損害賠償や損失補償等を広く含めた種々の責任制度の総称として使用していると理解できないでもないから、両者間にはそれほど大きな対立があるというわけではなさそうである。

我が国において国家補償という用語が使用される場合に、そこに国家補償(法)の「体系」なるものが意識されているか否かは、ドイツ法におけると同様に、明確とはいえない。今村『国家補償法』の「はしがき」において、

「より包括的な、国家補償法の体系的叙述」「体系的展開」という表現がなされている。また、秋山『国家補償法』の第一章第二節は「国家補償法の体系」と題されており、阿部『国家補償法』の序章第二節も「国家補償法の体系」と題されているが、「体系」という言葉が意識的に使用されているのかどうかは明確でない。

「体系」という意味を嚴格に解すれば、国家補償(法)について「体系」と呼べるほどのものが存在するのかわか疑わしいということになる。そして、体系の存在が否定されるのであれば、「国家補償(法)」という用語を使用することも適切ではないということになるかもしれない。しかし、体系という言葉にこだわって、これを詳細に説明できなければ国家補償の体系について語る事ができないというのも、やや弾力性に欠けた考え方である。国・公共団体の直接または間接の作用によって個人が被った損失(損害)の填補責任の総称が国家補償であるとすれば、これを国家補償の「体系」と呼んでもそれほど不当とはいえないであろう。⁽⁵⁾

(7) 責任根拠と国家補償の類型・体系 国家補償の三類型は、責任根拠の相違に基づいている。国家賠償は侵害の違法性を責任根拠とするものであり、損失補償は特別の犠牲を責任根拠とするものである。危険責任は、特別の危険状態の形成を責任根拠としている。損失補償と危険責任の責任根拠上の相違は、前者が意図的な財産権侵害による特別の犠牲の回復を責任根拠とするのに対して、後者は特別の危険状態からの偶然的損失の回復を責任根拠とする点にある。

それらの三類型を包括する国家補償もまた、包括的な責任根拠を有している。それは、公負担平等の原則である。公負担平等の原則は、損失補償については勿論のこと、他の二類型についても責任を根拠づけている。ただ、公負担平等の原則は、他の二類型については、それらを指導する原理ではあるが、これだけでは責任を直接具体的に基

礎づけることはできな⁽⁴⁾。

(1) 今村成和「国家補償法」一頁(一九五七年)、塩野宏「行政法Ⅱ(第二版)」二二九頁(一九九四年)、稲葉馨「国家補償」と法令用語」法学教室一四五号五六頁、宇賀克也「国家補償法」二頁(一九九七年)、石川敏行「基本論点行政法」一七七頁(一九九七年)等参照。

(2) 宇賀・前掲注(1)一頁参照。

(3) 今村「国家補償法」の名付け親は、田中二郎博士である。法律学全集(有斐閣)の編集委員をされていた田中博士は、今村「国家補償法」の書評において、「国家補償法」という題名は、未だ熟さない表現である。「はしがき」にも述べられているように、この題名は、適法行為に基づく損失補償と違法行為に基づく損害賠償の問題を包括的に表現するために、法律学全集の編集に当たって、便宜的につけた表現にすぎなかった。しかし、そういう題名をつけることに、若干の理由がないわけではなかった。私も、かねて、右の二つの制度は、別異の制度として形成され発展して来ているが、その後の発展過程において、両者は理論的共通性をもっていることが次第に明らかとなり、両者に共通する理論的基礎を明らかにすることこそ、立法論としてのみならず、解釈論としても、重要な意味をもつものと考えていたからである。今村教授は、私のこういう臆測を単なる臆測から学問的に基礎のあるものに高められ、国家補償法という題名が、単に従来の適法行為に基づく損失補償及び違法行為に基づく損害賠償を包括するに止まらず、従来殆ど学問的研究の視野にとり込まれなかった諸々の同種の問題を含めた包括的概念として理解され、更に進んで、本書において、国家補償制度の今後の発展を方向づけるべき理論的基礎がしっかりと固められることになったことは、まことによるこばしい」と述べられ

ている(田中二郎「今村成和・国家補償法、雄川一郎・行政争訟法(一九五七年)」、国家學會雜誌七二卷一—号一〇—九頁(一九五八年))。

(4) 今村成和「国家補償法」(一九五七年)、下山瑛二「国家補償法」(一九七三年)、遠藤博也「国家補償法(上巻、中巻)」(一九八一年、一九八四年)、秋山義昭「国家補償法」(一九八五年)、阿部泰隆「国家補償法」(一九八八年)、宇賀克也「国家補償法」(一九九七年)である。

(5) 雄川一郎||塩野宏||園部逸夫編「現代行政法大系六巻(国家補償)」(一九八三年)。

(6) 西村宏一||幾代通||園部逸夫編「国家補償法大系一—四巻」(一九八七年—一九八八年)。

(7) 塩野・前掲注(1)二一九頁、小高剛「行政法総論」一四九頁(一九九四年)、芝池義一「行政救済法講義」一五八頁以下(一九九五年)等。

(8) 今村・前掲注(1)一頁。

(9) 田中「新版行政法上巻全訂第二版」一九九頁(一九七四年)。

(10) 芝池・前掲注(7)一五八頁。

(11) 下山・前掲注(4)八頁。

(12) 杉村敏正「全訂行政法講義総論(上巻)」二七四頁(一九六九年)。

(13) 宇賀・前掲注(1)五二二頁、今村「行政法入門(第六版)」二〇六頁(一九九五年)参照。

(14) 柳楽晃洋「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律」法令解説資料総覧一〇—号三六頁参照。

- (15) 宇賀・前掲注(1)二頁、又坂常人「国家補償と社会保障」行政判例百選Ⅱ(第四版)三六三頁(一九九九年)、齋藤慈子「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」法令解説資料総覧一七〇号一〇一―一二頁(一九九六年)参照。
- (16) 宇賀・前掲注(1)二頁。
- (17) 南博方Ⅱ原田尚彦Ⅱ田村悦一編「行政法(2)〔第三版〕」三頁(一九九六年。木村実執筆)。
- (18) 雄川「国家補償総説」同「行政の法理」四八二頁(一九八六年、初出一九八三年)参照。
- (19) なお、宇賀・前掲注(1)三頁参照。
- (20) 遠藤・前掲注(4)上巻二四頁。
- (21) 遠藤・前掲注(4)上巻二三頁。
- (22) 遠藤・前掲注(4)上巻二二頁。
- (23) 遠藤・前掲注(4)上巻二二頁、二五頁。遠藤説と同趣旨の考え方は、秋山「国家補償法」にも示されている。三類型の説明をした後に、「しかし、国に損害の補填責任が認められるのは、これらの場合に尽きるものではない。……これらの行政上の被害者救済制度も、国の損害補填責任の現れ方の一つであり、確立された法制度として現実に被害者救済のうえに重要な機能を果たしているものである以上、ひとしく国家補償法の中にそれを位置づけて、その趣旨を明らかにしていくことが必要であろうと思われる。したがって、本書は、損害発生の直接間接の原因が国の活動にある場合のみならず、広く損害補填について国の責任ある場合を含み、損害賠償法、損失補償法、その他の国家補償(結果責任に基づく補償、行政上の被害者救済制度)をその範囲としている」と説いている(同書一五―一六頁)。
- (24) 遠藤・前掲注(4)上巻一七頁。

- (25) 国家起因性については、今村・前掲注(1)一頁、遠藤・前掲注(4)上巻一五頁以下参照。
- (26) 今村・前掲注(1)一頁、同・前掲注(13)一七五頁。
- (27) 田中・前掲注(9)一九九頁。
- (28) 今村「損失補償制度の研究」一四五頁(一九六八年)、秋山・前掲注(4)一四六頁、宇賀・前掲注(1)三八九頁・四三〇頁等。これに反対するものとしては、高田敏編著「行政法〔改訂版〕」三二七頁(平岡久執筆、一九九七年)、南原田田村編・前掲注(17)二二頁(玉国文敏執筆)がある。
- (29) 芝池・前掲注(7)一六二頁、西壁「損失補償の概念」月刊用地一九九七年一〇月号二二―二三頁。
- (30) 今村・前掲注(1)一頁、南原田田村編・前掲注(17)二頁(木村実執筆)等参照。
- (31) 今村・前掲注(1)九一頁、雄川・前掲注(18)四八二頁以下、宇賀「国家責任法の分析」四頁以下(一九八八年)、松尾直「改定・行政救済法の法理と現実」七頁以下(一九九七年)等。
- (32) Vgl. M. Jaschinski, Der Fortbestand des Anspruchs aus enteignetem Eingriff, 1997, S. 16. B・ベンダーは、国家責任を広義・狭義・最狭義に分けている(B. Bender, Staatshaftungsrecht, 3. Aufl, 1981, S. 1 f.)。
- (33) E. Forsthoft, Lehrbuch des Verwaltungsrechts, Bd. I, 10. Aufl, 1973, S. 314 ff.
- (34) 国家責任法の内容と違憲判決については、宇賀・前掲注(31)二二〇頁以下参照。
- (35) F. Ossenbühl, Staatshaftungsrecht, 5. Aufl, 1998, S. 1 ff.
- (36) 今村・前掲注(1)二―三頁。
- (37) H. Maurer, Allgemeines Verwaltungsrecht, 11. Aufl, 1997, S. 612 ff.

- (38) 遠藤・前掲注(4) 上巻七頁。
- (39) 遠藤・実定行政法二〇五頁以下(一九八九年)参照。
- (40) 今村・前掲注(1) 三頁。
- (41) 秋山・前掲注(4) 二二五頁以下。
- (42) 塩野・前掲注(1) 三〇〇頁は、「その中には多様なものが含まれているので、全体を結果責任という言葉で表現するのは必ずしも適切でないと思われる」と説いている。また、高田編・前掲注(28) 三四〇頁は、「結果責任にもとづく補償の制度については、この制度を固有の法原理にもとづき統一性をもった第三の国家補償制度として既に確立したとみることは尚早である」と説いている。
- (43) 遠藤・前掲注(39) 二一七頁以下。
- (44) 遠藤・前掲注(39) 二二二頁。
- (45) 今村・前掲注(1) 三頁。
- (46) 今村・前掲注(1) 一三〇〜一三二頁。
- (47) 今村「予防接種事故と国家補償」ジュリ八五五号七五頁(一九八六年)。
- (48) 今村・前掲注(13) 二〇二頁。
- (49) 秋山・前掲注(4) 二二二〜二二三頁、阿部・前掲注(4) 三三三〜三三五頁、塩野・前掲注(1) 二九八頁、高田編・前掲注(28) 三三九頁(川内劬執筆)等。
- (50) E. Forsthoft, aa.O., S. 314.

(51) B. Bender, Staatshaftungsrecht, 2. Aufl., 1974, S. 1.

(52) M. Heidenhain, Amtshaftung und Entschädigung aus enteignungsgleichem Eingriff, 1965, S. 85 f.; F. Ossenbühl, aa. O., S. 2.; H. Maurer, aa.O., S. 612.

(53) 西莖「西ドイツ国家責任法体系における公法上の危険責任について」公法研究四二号一七〇頁(一九八〇年)、同「損害賠償と損失補償の相対化についての批判的考察(下)」判評三一九号九頁(一九八五年) 参照。

(54) 西莖「公法上の危険責任論」二九一―二九三頁(一九七五年)、同・前掲注(53) 判評三一九号九頁参照。これに対する批判として、今村・前掲注(47) 七五頁がある。

二 国家補償の機能

1 統一的考察

(1) 戦前における統一的考察の試み 戦前においてすでに、損害賠償と損失補償を統一的に考察することの必要性を指摘されていたのは、小野清一郎博士と田中二郎博士である。小野博士は、一九三三年に発表された論文において、ドイツのO・マイヤーの統一的補償理論に依拠して、損害賠償も損失補償もその実質において個人の財産上の損害を金銭給付の方法によって補填することにほかならないと説かれて、統一的な理論による総合的考察の必要性を指摘された。⁽⁵⁵⁾ 田中博士も、ドイツのO・マイヤーの統一的補償理論に興味を示されつつ、「被害者の立場」

に立つて、解釈論上も立法論上も統一的補償理論の構成が必要であることを強調された。⁽⁸⁶⁾

(2) 戦後における統一的考察の潮流 戦後における今村博士や下山教授の「国家補償法」は、田中博士らのこのような考え方を発展させたものである。今村博士は、国家補償法の体系的認識を試みることの意義として、①現行制度の欠陥（特にその欠缺）を明らかにすること、②現行制度の下において、できるだけ権利の充実に努めること、③国家補償法の理論的基礎を明らかにし、その体系的展開を図ること、の三点を挙げられた。⁽⁸⁷⁾ また、下山教授は、国家補償法を統一的に考察することのメリットとして、①国賠法の違法要件に該当するか否かなどの判断に関する具体的困難性は、実定法規の基礎に横たわる法原理を探索することによってのみ解決され得ること、②国賠法は民法及び特別法との総合性を認めているが、それらの関連性については諸説が紛々としているから、その総合的把握のための原理が必要であること、③結果責任に基づく国家補償の分野が拡大しつつあるが、それを規定する立法指針が必ずしも明確ではなく、基本になる方針が必要であること、④損失補償法の分野では、近時、間接損害や生活補償等の問題が続出しており、これらの問題を既存の法理の延長線上で捉えるのか、新たな立法を必要とするのかを差し迫った法的問題になっているが、これらの問題の解決のためにも法的処理基準が求められてきていること、などを主要なものとして挙げられている。⁽⁸⁸⁾

今村博士や下山教授とはやや異なった視点から国家補償の機能について説いているのは、阿部教授と宇賀教授の「国家補償法」である。阿部教授は、総合的な視点を強調されて、「国家賠償、損失補償、両者の谷間の救済のいずれも、生じた損失を填補するという点で、共通の性質を持つ。これを国家補償として一つの統一的な考察の対象としてこそ、全体が見え、総合的に統一と均衡のとれた解決策が見出せるのである」⁽⁸⁹⁾と説かれている。また、宇

賀教授は、解釈論的・立法論的意義を指摘されて、「国家賠償と損失補償を国家補償という上位概念で包摂して考察することによって、そのいずれれによっても救済されない『国家補償の谷間』の存在に光をあて、それを埋めるための解釈論的、立法論的努力を促すこととなったのである。国家補償概念のかかる有用性は、今日でも失われておらず、引き続き、その研究を進展させていく必要がある」と説かれ、これを問題発見的機能と称されている。^⑥

(3) ドイツにおける広義の国家責任の機能 前述のように、「国家責任(法)体系」の存在については否定的見解が支配的である。しかし、国家責任という用語を広義において使用する文献が少なくないから、それらの文献において広義の国家責任にどのような機能が期待されているのかは、我が国における国家補償と同様に、問題となるところである。そこで、いくつかの文献をみてみると、例えば、F・オッセンビュールの前掲「国家責任法」は、国の種々の責任制度を体系的に整理するのではなくて、むしろ、個々の請求権制度の成立史を叙述し、その発展過程、特に既存の他の責任制度との競合化過程を追跡することを目的としており、それによって現在の発展状況の理解を容易にすることを期待している。^⑦ また、H・マウラーの前掲「一般行政法」は、個々の請求権の歴史的発展過程を叙述することにより、その共通性と相違点を示すことを目的としている。^⑧ これらによれば、広義の国家責任の機能は、各種の責任制度の歴史的発展過程と現状を叙述することにより、それらの共通性と相違点を明らかにすることにあるものといつてよい。

2 統一的考察に批判的な立場とその検討

(1) 批判的な立場

文献の中には、国家補償の統一的考察に批判的なものも少なくない。その代表的な例を兼

子仁「行政法学」、藤田宙靖「第三版行政法Ⅰ(総論)〔改訂版〕」、原田尚彦「行政法要論〔全訂第四版〕」でみることにしよう。

兼子教授は、損失補償を「手続法的行政法の法理体系」の章の中に、国家賠償を「行政主体に特有な行政法」の章の中に位置づけて、「やはり救済法制度にはその法的原因・性質の如何によって種別があり、「損失補償」はほんらい適法権力行政にともなう経済的負担調整にはかならない。それに対して「国家賠償」は、民法上の不法行為に基づく損害賠償の行政版であるとともに、違法行政に対する国民からの責任追及制度であって、その面で「行政争訟」とつながる」と説かれている。⁽⁶³⁾

藤田教授は、損失補償を「法律による行政の原理」の限界として位置づけ、国家賠償のみを(行政争訟法と合わせて)「行政救済法」の中に位置づけて、「近代法治国の法理論体系の中で両制度の位置付けを考える場合には、やはり、原因となる行政活動が違法であるのか適法であるのか、ということとは、理論的に問題とされざるを得ない」と説かれている。⁽⁶⁴⁾

原田教授は、損失補償を「行政上の利害の調整」の章の中に位置づけ、「行政上の損害賠償」の章と区別されている。ただ、同教授は、「これはあくまで説明の便宜のためであって、両者の救済法としての共通性を否認し、「国家補償」の概念の有用性を否定する趣旨ではない」と説かれているから、⁽⁶⁵⁾厳密にいえば、統一的考察に必ずしも批判的というわけではない。

(2) 批判的立場の検討 統一的考察に批判的な文献が指摘するように、国家賠償と損失補償は、その性質において相違している。国・公共団体の作用が適法であるか違法であるかは、理論的にも実際のにも極めて重要な問題

である。筆者も、国家賠償と損失補償を峻別すべきであると考えている点では同じ立場に立っている。しかし、そのことは、必ずしも統一的考察の必要性を否定することにはならないように思われる。前述のように、国家補償とは、国・公共団体の直接または間接の作用によって個人が被った損失（損害）の填補責任の総称であるが、このような国家補償概念の下に国家賠償と損失補償を位置づけても、両者の性質上の相違を軽視し、両者の相対化を図ることになるとは限らない。ただ、これは論者の行政法体系の構成にも関わる問題であり、また、行政法の教科書・体系書を執筆する場合と「国家補償法」として一冊にまとめる場合とでは、その取扱いに差異が出てくるということもあり得るであろう。

批判的見解の趣旨が「国家補償（法）体系」の存在を否定することにあるとすれば、問題は、「体系」という言葉をどのように理解するかにかかってくることになる。ドイツにおいても我が国においても、体系という言葉は嚴格には使用されていないようであるから、国家補償体系の不存在を理由に国家補償としての統一的考察を否定することにも、それほど説得力があるとは思われない。

3 国家補償の機能

(1) 統一的考察の意義 ここでは、三類型を国家補償として統一的に考察することの意義を「国家補償の機能」と称することにする。この意味での国家補償の機能としては、①現行実定法制度の全体的把握、②被害者救済の拡充、の二点を挙げることができる。

(2) 現行実定法制度の全体的把握 国家補償として統一的に考察することは、現行実定法制度の現状を認識し、

その構造を全体的に把握することを容易にする。国家賠償制度と損失補償制度をそれぞれ個別に考察しても、両者の共通性や相違点を明確にすることは困難である。両者の共通性や相違点を明確にするためには、両者を総合的・統一的に考察することが必要であり、これによって各個別の制度がよりよく把握されることになる。例えば、事業損失補償についていえば、これを損害賠償と捉えるか損失補償と捉えるかは見解の対立しているところであるが、いずれにしても、国家賠償制度と損失補償制度の全体を視野に入れてこそ、その位置づけが可能となる。また、違法性の概念についても、公権力行使損害賠償請求訴訟における違法性と企業誘致政策変更損害賠償請求訴訟における違法性とで異なるか否かは、国家賠償制度と損失補償制度の全体を視野に入れることによってより理論的に捉えられることになる。ばらばらに考察していたのでは、基本的概念である違法性が、極めて相対的なものとなり、法秩序の統一性の要請に反するものとなるおそれがある。

現行実定法制度を全体的に把握することは、国家賠償制度にも損失補償制度にも属さない第三類型が存在することを認識させることになる。そして、この第三類型を適切に位置づけることによって、国家賠償制度と損失補償制度は、その位置づけ・性格がより鮮明となり得る。これが国家補償の第一次的機能である。

(3) **被害者救済の拡充** 現行実定法制度を全体的に把握することは、現行実定法制度の欠陥を明らかにし、被害者救済の拡充を促すことになる。今村博士が国家補償という概念を使用したのは、国家補償の谷間の存在を浮き彫りにして、被害者救済の拡充を図ることにあったのであるから、このことはいわば当然のことといつてよい。しかし、これに対しては、遠藤博士や秋山教授のように、「被害者救済の見地から、国家責任の範囲をひろげ、国家補償法の範囲をひろげるべきである」という実践的立場に立つものではない。この点についてはあくまで中立的で

ある」⁽⁶⁷⁾という立場、あるいは、「被害者救済の拡大という実践的な主張とは別に、実定制度の客観的な構造や機能を分析し、実定制度を基礎として各制度の固有性と限界を明らかにすることによって、救済の範囲を明確にすることもまた必要なことであろう。……本書は『国家補償法』と名づけてはいるが、そこに特別な実践的意図があるわけではない」⁽⁶⁸⁾との立場もあることに注目しなければならない。

このように、被害者救済拡充の機能については見解の対立があるが、この対立は必ずしも本質的なものではない。被害者救済の拡充という実践的立場に立つものではないとはいっても、実定法制度の構造や機能を分析することは、結局は現行実定法制度の欠陥を指摘することになり、被害者救済のための解釈論・立法論に触れざるを得ないであろう。また、被害者救済の拡充を国家補償の機能と捉える立場においても、さしあたっては現行実定法制度の構造や機能を分析することからはじめなければならないであろう。従って、これは、いわば重点の置き方の相違と理解すべきものである。

被害者救済の拡充は、まず、解釈論の展開によって行われる。解釈論に限界がある場合には、立法論が展開される。行政救済措置によって行われることも少なくない。例えば、予防接種事故についていえば、今村『国家補償法』においては、「結果責任を認むべき場合」の一例として挙げられていたが、その後、一九七〇年の閣議了解により行政救済措置が講じられ、続いて一九七六年の予防接種法の改正により法的救済制度が創設された。また、生活権補償や精神的損失補償についても、かつては否定説が支配的であったが、統一的考察の下では次第に肯定説が有力になってきており、少なくとも生活権補償については、立法も行政実務もこれを肯定せざるを得ない状況になってきている。これを国家補償の第二次的機能と呼ぶことができる。

- (55) 小野清一郎「刑事補償の法理(一)」國家學會雜誌四六卷五号五六～五八頁(一九三三年)。
- (56) 田中「不法行為に基く國家の賠償責任」「公法上の損失補償制度に就て」同「行政上の損害賠償及び損失補償」三頁以下、一九三頁以下(一九五四年。初出一九三三年、一九三七年)。
- (57) 今村・前掲注(1)「はしがき」二頁。
- (58) 下山・前掲注(4)九～一〇頁。
- (59) 阿部・前掲注(4)四～五頁。同旨、芝池・前掲注(7)一六〇頁。
- (60) 宇賀・前掲注(1)三～四頁。塩野・前掲注(1)二二〇頁も、「損害賠償制度と損失補償制度の二つのカテゴリーによつてはカバーされない問題が登場しており、包括概念としての國家補償なる場を設定し、新しい解釈論ないし立法論を展開すべき實際の必要性も存在している点に注意しなければならない」と説いている。
- (61) F. Ossenbühl, aaO., S. 2f.
- (62) H. Maurer, aaO., S. 613.
- (63) 兼子仁「行政法学」一六三～一六四頁(一九九七年)。なお、同「行政法総論」二二六頁(一九八三年)参照。
- (64) 藤田宙靖「第三版行政法I(総論)〔改訂版〕」三四四頁(一九九五年)。
- (65) 原田尚彦「行政法要論〔全訂第四版〕」二三七頁以下、二五四頁(一九九八年)。
- (66) 稲葉・前掲注(1)五七頁参照。
- (67) 遠藤・前掲注(4)上卷二四頁。
- (68) 秋山・前掲注(4)一四～一五頁。